

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

平成3年4月から2年間にわたり、家庭の経済状況から国民年金の保険料は未納だったが、就職するに当たり、国民年金の加入手続を行い、未納であった期間の保険料の納付を定期的に始めた。納付書に従って、全て納付したにもかかわらず、申立期間の1か月のみが未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同記号番号の第3号被保険者の処理日から、平成5年3月頃に払い出されたものと推認され、申立人の主張のとおり大学院卒業の時期に国民年金の加入手続を自ら行ったものと考えられ、その時点において、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、「2年間の未納分を一括して納付することは難しかったので、定期的に納付期限に従って納付した。」としているところ、平成3年6月以降の保険料は、1年以上にわたり徴収権の時効が成立する前月末に定期的に納付されていることが、オンライン記録上確認でき、時効についても認識した上で、計画的に納付していたことがうかがわれる。

加えて、申立人が、未納期間の解消を契機として国民年金の加入手続を行ったことを踏まえると、時効完成直前の申立期間の保険料を放置したまま現年度分の保険料のみを納付したとは考え難い上、申立人が加入手続を行ったA市及

びB社会保険事務所（当時）では、「過年度分の月ごとの納付書を作成していた。」としていることから、申立期間の保険料について納付されていたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1198 (事案 1121 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額、1万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を1万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月18日から37年8月1日まで

A社での申立期間の標準報酬月額が8,000円と記録されているが、実際は手取りで2万6,000円以上の給与を受け取っていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)に複数の訂正箇所を確認できることについて、その原因を把握できる資料が無いこと、ii) 申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の資格取得時及び被保険者原票のいずれにおいても、8,000円と記録されているが、事業主が別の金額で届け出たことをうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとも言えないこと、iii) A社は既に閉鎖されており、当時の事業主も所在が不明のため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成23年8月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、調査を行った結果、申立事業所と健康保険厚生年金保険事業所記号が類似の事業所に係る被保険者名簿において、健康保険番号(以下「健保番号」という。)*番で、昭和35年11月5日に標準報酬月額1万円(8等級)で厚生年金保険被保険者資格を取得し、備考欄に誤記と記載され、抹消線により取り消されている申立人と同姓同名かつ同

一生年月日の記録が判明した。

また、申立事業所に係る被保険者名簿を見ると、申立人の記録は、昭和 36 年 7 月 1 日に資格を取得した健保番号*番の被保険者の次に、35 年 4 月 1 日を資格取得日として、*番にて追加登録されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁（当時）が発行した「三十年史」によると、申立期間当時は、昭和 35 年 8 月から順次実施された従来の連記による被保険者名簿から被保険者単位の被保険者原票への切替えの時期であったことが確認できるところ、申立事業所に係る申立人の被保険者原票は、健保番号の欄に「*」とゴム印が押されたものが抹消線により取り消され、「*」に訂正されている。

これらのことを踏まえると、今回判明した被保険者名簿に記載された記録は、当初事業主が届け出たものと認められ、申立事業所の記録として被保険者名簿及び被保険者原票を訂正する過程において、標準報酬月額「8 等級」を「8 千円」と誤記してしまったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、1 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、手取りで 2 万 6,000 円以上の給与を受け取っていたはずであると主張しているものの、オンライン記録を見ると、申立人の厚生年金保険の記録は、前職の B 社に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和 35 年 11 月 18 日に、申立事業所である A 社に係る資格取得日が同年 4 月 1 日にそれぞれなっていることから、同年 4 月 1 日から同年 11 月 18 日までは、両事業所における厚生年金保険の被保険者期間が重複する期間であり、当該期間の標準報酬月額についても、合算された月額(2 万 6,000 円)となっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時、上司だったとして名前を挙げた者について、オンライン記録により申立期間における標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額が、当該上司の標準報酬月額に比し特に低額であるという状況は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から16年1月までを12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から16年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から16年2月1日まで

昭和63年4月1日から平成16年3月20日までA社で継続して勤務していたのに、申立期間において、B社の厚生年金保険に加入していることになっている。転籍した覚えは無く、また、申立期間における標準報酬月額の記録が、実際の給与月額と大きく相違しているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からB社に転籍した覚えは無いと主張しているが、申立人から提出された健康保険被保険者証を見ると、事業所名はB社、資格取得年月日は平成6年9月1日と記載されており、オンライン記録を見ると、同社における資格喪失年月日は16年2月1日となっている。

また、A社は、平成6年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社の事業主は、「申立人は他の複数の社員と一緒に、間違いなく平成6年9月1日付けで、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、B社の厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月から16年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びC市から提出された平成16年度（平成15年分所得）の市県民税課税台帳において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成15年4月から16年1月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年9月、7年4月から同年9月までの期間、同年11月から8年11月までの期間、9年3月から11年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間及び同年12月から15年3月までの期間については、前述の給与明細書及び申立人から提出された申立人名義の普通預金通帳における給与振込額により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成6年10月から7年3月までの期間、同年10月、8年12月から9年2月までの期間、11年5月、同年10月及び同年11月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、B社の事業主は、「当時、会社の経営が苦しかったことから、従業員の標準報酬月額について、社会保険事務所に対し、実際の給与支給額よりも低く届け出ることにした。社会保険料控除額が少なくなることについて、申立人にも説明した。」と回答している。

さらに、当時の給与及び社会保険事務担当者は、「平成6年9月1日に、A社からB社へ転籍した従業員について、報酬月額を10万円として社会保険事務所に届出を行い、届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除した。」と証言しており、A社から提出された申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（平成7年度から14年度まで）及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間のうち、平成6年9月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年9月から15年3月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（16万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社で平成 2 年 7 月に正社員となり、同社が倒産するまで事務員として勤務していた。ところが、勤務していた期間のうち、平成 5 年 4 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額が、国（厚生労働省）の記録では 8 万 6,000 円となっており、実際にもらっていた 16 万円の給与より大幅に引き下げられている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 16 万円と記録されていたところ、平成 5 年 10 月 12 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って月額変更の処理が行われて 8 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる上、事業主及び大半の従業員についても同日付けで月額変更の処理が行われ、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、月額変更により標準報酬月額が遡って引き下げられている従業員の一部が所持する平成 5 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る給料支払明細書により、当該同僚は、同年 4 月の月額変更前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は給与計算等の事務担当であったが、当時の A 社の経理担当責任者は、「当該月額変更は、社長が社会保険事務所の指導を受けて行ったもので、私も一緒に指導を受けたが、当該月額変更届の作成指示を部下の誰にもしていない。当然、申立人にも指示していない。」と供述していることから、申立人が当該月額変更処理に関与していたとは考え難い。

加えて、A社は、申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが滞納処分票から確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年10月12日付けで行われた月額変更の処理は、事実即したのものとは考え難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額が減額処理が行われる合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月

私は、申立期間について、A社を退職後、すぐにB町の役場において国民年金の加入手続を行った。その際、同町役場の職員から、「間が空いていても大丈夫。」と言われたので、保険料を全て納付できたと安心していった。保険料については、いくら納めたのか覚えていないが、同町役場の職員から言われた保険料を納付したのに、未納となっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は、昭和51年3月21日と記載されていることが確認でき、その記録はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B町の納付記録には、申立期間について保険料納付を示す記載は確認できず、オンライン記録と一致する。

なお、申立人は、「B町役場の職員から、間が空いていても大丈夫と言われたので、保険料を全て納付できたと安心していった。同町役場の職員から言われた保険料を納付したのに、未納となっているのは納得できない。」旨を主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、国民年金被保険者の資格取得手続に関する当時の行政側の運用の適否を調査審議することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月及び44年8月から46年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月
② 昭和44年8月から46年7月まで

国(厚生労働省)の記録では、私の国民年金保険料が未納とされている期間において、妻の国民年金保険料が納付されている期間がある。私は妻に国民年金保険料の納付のことは全て任せていたが、妻本人の保険料のみ納付して、私の保険料を納付しないことはあり得ない。申立期間当時の保険料は自治会の会長又は婦人会の人が集金に来ていたことを覚えているので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に全く関与しておらず、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を婦人会等の納付組織の集金で納めていたと主張しているところ、その妻から直接当時の状況を聴取したが、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号が、昭和47年2月10日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、夫婦について、国民年金の加入手続が行われたのは、この時期であるものと推認できる。この場合、当該払出日時点では、申立期間①の保険料及び申立期間②のうちの一部期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立期間②のうち過半の期間の保険料は過年度になるため、制度上、申立人及びその妻が主張する納付組織の集金では納付できなかったものと考えられる。

しかしながら、当該払出日当時は、時効により納付することができない国民

年金保険料の未納期間について特例納付が実施されていた時期であったことから、申立人の妻の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には特例納付により納付したとの記載はないものの、申立期間①の保険料及び申立期間②のうちの一部期間の保険料については、特例納付で、申立期間②のうち過半の期間の保険料は過年度の取扱いにより納付されたものとするのが自然である。

さらに、老齢年金の受給資格期間に着目して申立人の妻のオンライン記録を検証すると、申立人の妻は当該払出日時時点で37歳であり、払出日以降、60歳到達まで保険料納付を継続したとしても、受給資格期間（300か月）を満たすことができなかったことから、受給権確保のために、申立期間①及び②、その他の期間に係る保険料を遡って特例納付等を行うことにより、受給資格期間をわずかに2か月超える302か月を確保し得た状況であったことが確認できる。一方、申立人は当該払出日時点において35歳であったことから、申立人の妻とは異なり、受給権確保のために、遡って申立期間①及び②に係る保険料を納付する必要がなかったものと考えられる。したがって、申立人とその妻の納付済期間が異なるのは、受給資格期間を満たすため、払出日から遡って納付すべき必要な月数が相違することによって生じたものである可能性がうかがえる。

加えて、申立人は60歳時点では、老齢年金の受給資格期間を満たせなかったために、60歳以降国民年金任意加入被保険者の資格を取得しており、その前提として、申立期間①及び②を含む未納期間がどれだけあるかを認識し、受給権確保に必要な月数を確認した上で、任意加入の手続をしたものと考えられる。

このほか、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 4 月 10 日まで

会社が倒産する際、社長から、「会社の経営がひっ迫し社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所（当時）の指導により、社名をA社からB社に変更し、新会社における報酬月額の届出を過少申告するなど経費削減を図ったが、倒産せざるを得なくなった。」との説明を受けた。当時の給与は標準報酬月額より多かったので、その額に見合うよう私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、B社において平成 10 年 10 月 1 日（入力処理日は平成 10 年 10 月 5 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 11 年 4 月 10 日（同処理日は平成 11 年 4 月 16 日）に被保険者資格を喪失しており、申立期間の標準報酬月額は 9 万 2,000 円と記録されている。

また、申立人は、「当時の事業主から、社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所の指導により、社名をA社からB社に変更し、新会社における報酬月額の届出を過少申告した旨の説明を受けた。」と供述しているところ、A社の元事業主も、申立人が供述しているような届出を行った旨証言している。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立事業所がB社として厚生年金保険の適用事業所となった平成 10 年 7 月 1 日（入力処理日は平成 10 年 7 月 22 日）以降の同年 10 月 1 日である上、申立人の資格記録及び標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も無いことから、申立人の標準報酬月額の記録については、社会保険事務所が直接関与していたと考え難い。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社の破産管財人が保管する申立人に係る給与計算表の写しを見ると、申立期間に係る支払給与月額は、申立人が主張するとおり社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額より高額であるものの、申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 18 日から 36 年 12 月 25 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取消しの上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 40 年 5 月 1 日)から 5 か月後の昭和 40 年 10 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、年金事務所から提出された申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている脱退手当金の額の計算の基礎となった期間、支給額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間が1か月となっているが、当時私は一人で生活しており、前の会社を退職後、休むことなく働いたことを覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人を記憶している同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社が加入していたB健康保険組合の被保険者記録を確認したところ、いずれの記録も厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、上記の供述を行った同僚を含む複数の同僚は、「当時、固定給社員のみ厚生年金保険に加入しており、歩合給の割合が高い歩合給社員は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、申立人は「給与の割合は歩合給の方が高かった。」と供述している。

加えて、当時、管理職であった者は、「基本的には、厚生年金保険に加入しない歩合給社員から厚生年金保険に加入する固定給社員に変更することはなかったが、本人の生活環境に大きな変化があり会社が了承した場合は、厚生年金保険に加入する固定給社員に変更することはあったかもしれない。」と証言しているところ、オンライン記録の申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 54 年 9 月 1 日）の約 6 か月前に、申立人は婚姻している。

これらのこと及び申立人の申立てを踏まえると、事業主は、歩合給社員であった申立人を退職月の昭和 54 年 9 月のみ固定給社員として厚生年金保険に加入させたと考えても不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。